

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月30日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
風化 俗等 営に 業関 等す のる 規法 制律 及関 び係 業 務 の 適 正	(1)～(71) (略) <u>(72)</u> 風営適正化法施行規則第110条の 規定による風俗環境保全協議会の委員 の委嘱 <u>(73)</u> (略) <u>(74)</u> (略) <u>(75)</u> (略) <u>(76)</u> (略) <u>(77)</u> (略) <u>(78)</u> (略) <u>(79)</u> (略) <u>(80)</u> (略) <u>(81)</u> (略) <u>(82)</u> (略) <u>(83)</u> (略)	風化 俗等 営に 業関 等す のる 規法 制律 及関 び係 業 務 の 適 正	(1)～(71) (略) <u>(72)</u> (略) <u>(73)</u> (略) <u>(74)</u> (略) <u>(75)</u> (略) <u>(76)</u> (略) <u>(77)</u> (略) <u>(78)</u> (略) <u>(79)</u> (略) <u>(80)</u> (略) <u>(81)</u> (略) <u>(82)</u> (略)
(略)		(略)	
放射 性 同 位 元 素 等 の 規 制 に 関 す る 法	(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第18条第6項の規定による指示 (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項の規定による報告の徴収 (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2の規定による立入検査等の実施 (4) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)第18条の規定による都道府県公安委員会の間の連絡 (5) 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届	放 射 性 法 同 律 位 関 元 係 素 等 に よ る 放 射 線 障 害	(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第18条第6項の規定による指示 (2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第42条第1項の規定による報告の徴収 (3) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2の規定による立入検査等の実施 (4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)第18条の規定による都道府県公安委員会の間の連絡 (5) 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号。以下「放射性同位元素等運搬届

律 関 係	出府令」という。)第2条第1項の規定 による届出書の受理及び同条第4項の 規定による届出受理書の交付 (6) 放射性同位元素等運搬届出府令第3 条第3項の規定による指示書の交付	の 防 止 に 関	出府令」という。)第2条第1項の規定 による届出書の受理及び同条第4項の 規定による届出受理書の交付 (6) 放射性同位元素等運搬届出府令第3 条第2項の規定による指示書の交付
(略)		(略)	
重 要 施 設 の 周 辺 地 域 の 上 空 に お け る 小 型 無 人 機 等 の 飛 行 の 禁 止 に 関 す る 法 律 関 係	重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 9条第3項の規定による公安委員会への 通報	国 力 会 事 議 業 事 所 の 堂 の 、 周 内 辺 閣 地 総 域 理 の 大 上 臣 空 官 に 邸 お そ け の る 他 小 の 型 無 人 機 等 の 重 要 等 な の 施 設 行 等 の 、 禁 外 止 国 に 公 関 館 す 等 る 及 法 び 律 原 関 子 係	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他 の国の重要な施設等、外国公館等及び原 子力事業所の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 8条第3項の規定による公安委員会への 通報

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。